

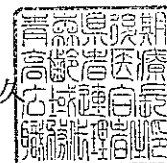
青森県後期高齢者医療広域連合告示第8号

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年青森県後期高齢者医療広域連合条例第20号）第40条の規定により、令和4年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年6月2日

青森県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

青森県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 船橋 茂久



1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示決定等の状況

イ 書面による開示請求の件数及び開示決定等の状況

書面による開示請求は、なかった。

ロ 口頭による開示請求の件数及び開示決定等の状況

口頭による開示請求は、なかった。

(2) 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況

訂正請求は、なかった。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況

利用停止請求は、なかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、なかった。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

苦情の申出は、なかった。